

工事請負契約書（案）

社会福祉法人清仁会（以下「発注者」という。）と、_____（以下「受注者」という。）は、次のとおり工事請負契約を締結する。

工事名	特別養護老人ホームやすらぎの里新館 屋上防水改修工事
工事場所	茨城県龍ケ崎市大徳町字古川 4965 番地 1
工期	契約締結日の翌日から令和 8 年 11 月 30 日（月）まで
請負代金額	金 _____ 円（税込） （うち消費税及び地方消費税額 金 _____ 円）
支払条件	完成検査合格・引渡し後、適法な請求書受領日から 30 日以内に一括払い
契約保証金	免除
防水保証	完成検査・引渡しの日から 7 年間（保証書記載条件による）

第 1 条（総則）

受注者は、本契約書、入札公告、入札説明書、工事仕様書、工事数量表、施工範囲図、質疑回答書その他の入札関係書類（以下「契約図書」という。）に従い、善良な管理者の注意をもって本工事を完成し、発注者に引き渡すものとする。契約図書は相互に補完するものとし、疑義が生じた場合は発注者と受注者が協議して決定する。

第 2 条（施工範囲）

本工事の施工範囲は、社会福祉法人清仁会が確定した施工範囲図及び工事仕様書による。新館の一般屋上、PH 階屋上（EV 室側・階段室側）、新館全バルコニー及び付帯防水面を対象とし、右側別棟及び外壁塗装工事は対象外とする。改修用ドレンは既存排水口全 16 箇所を対象とする。

第 3 条（施工計画等）

受注者は着工前に、工程表、施工計画書、施工体制、安全衛生計画、現場責任者及び緊急連絡先、使用材料一覧、保険加入関係書類、石綿事前調査結果その他発注者が必要と認める書類を提出し、発注者の確認を受けるものとする。発注者の確認は受注者の施工上の責任を免除するものではない。

第 4 条（現場代理人等）

受注者は、現場代理人及び法令上必要な主任技術者その他の技術者を定め、書面により発注者へ通知するものとする。これらを交代させる場合は、事前に発注者へ報告し、必要な確認を受けるものとする。

第 5 条（安全及び施設運営への配慮）

受注者は、本施設が工事期間中も通常運営を継続することを踏まえ、利用者、職員及び来訪者等の安全を最優先とし、動線分離、立入防止、転落・落下防止、臭気・騒音・粉じん対策、材料搬入時の安全確保、雨天時の養生その他必要な措置を講じるものとする。発注者は、安全又は施設運営上必要な場合、作業の中止又は方法の変更を指示することができる。

第 6 条（材料及び施工品質）

使用材料は工事仕様書に適合する新品とし、同等品を使用する場合は事前に発注者の確認を受けるものとする。受注者は、採用する防水メーカーの標準施工仕様を遵守し、必要な材料使用量、膜厚その他の品質を確保する。発注者は随時、材料、施工状況及び施工記録を確認でき、不適合がある場合、受注者は自己の責任及び費用で是正するものとする。

第 7 条（第三者損害等）

工事により発注者、利用者、職員又は第三者に損害を与えた場合、受注者は自己の責任と費用でこれを解決し、必要な賠償を行うものとする。ただし、発注者の責めに帰すべき事由による場合を除く。受注者は本工事に必要な工事保険及び請負業者賠償責任保険その他必要な保険に加入するものとする。

第 8 条（変更・追加工事）

仕様、数量、工期又は請負代金を変更する必要がある場合、発注者と受注者はその内容及び金額を協議し、書面による変更契約又は承認を行う。受注者は緊急の安全措置を除き、発注者の書面承認前に追加工事又は変更工事へ着手してはならない。基本工事を超える下地補修等については、写真、数量、施工方法、金額及び工期への影響を提示し、書面合意後に施工するものとする。

第 9 条（不可抗力・施工条件の変更）

天災その他不可抗力又は通常の現地確認では予見することが困難な施工条件が生じた場合、受注者は速やかに状況を保存して発注者へ報告するものとする。発注者と受注者は、必要に応じて工期及び費用の取扱いを協議する。

第 10 条（完成・引渡し）

受注者は工事完成後、完成届及び工事仕様書所定の完成図書を提出する。発注者は提出後速やかに完成検査を行い、不合格の場合、受注者は発注者が指定する期限までに自己の責任及び費用で是正するものとする。完成検査合格及び完成図書の受領をもって工事目的物の引渡しとする。

第 11 条（支払）

受注者は引渡し後に適法な請求書を提出する。発注者は、当該請求書を受領した日から 30 日以内に請負代金を一括して支払うものとする。

第 12 条（契約不適合及び防水保証）

引き渡された工事が契約内容に適合しない場合、発注者は受注者に対し相当の期間を定めて修補を請求することができる。屋上及びバルコニーの本工事施工部分に係る防水保証は、完成検査・引渡しの日から 7 年間とし、受注者の施工又は使用材料に起因する漏水その他の不具合について、受注者は無償で調査及び補修を行うものとする。保証対象外及び免責事項は保証書に明記するものとし、故意又は重大な過失に対する責任は保証期間の定めにより免れない。

第 13 条（履行遅滞）

受注者の責めに帰すべき事由により工期内に完成できない場合、受注者は直ちにその理由及び完成見込日を発注者へ報告し、これにより発注者に生じた損害を賠償するものとする。天候その他正当な事由がある場合、受注者は事前に工期変更を申し出ることができる。

第 14 条（解除・違約金）

受注者が正当な理由なく着工しないとき、工事を放棄したとき、重大な契約違反を是正しないとき、入札又は契約に関する不正行為が判明したとき、又は反社会的勢力に該当するときは、発注者は本契約を解除することができる。この場合、受注者は請負代金額の10分の1を違約金として発注者へ支払い、これを超える損害があるときはその損害についても賠償するものとする。

第15条（権利義務の譲渡・一括下請負の禁止）

受注者は、発注者の書面による承認なく、本契約上の権利義務を第三者へ譲渡し、又は本工事の全部若しくは主要な部分を一括して第三者に請け負わせてはならない。

第16条（秘密保持・個人情報）

受注者及びその作業員は、本工事に関連して知り得た利用者、職員及び法人に関する情報を、正当な理由なく第三者へ開示又は漏えいしてはならない。本条の義務は、本契約終了後も存続する。

第17条（協議・合意管轄）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈について疑義が生じた場合は、民法、建設業法その他関係法令及び信義誠実の原則に従い、発注者と受注者が協議して解決する。訴訟の必要が生じた場合は、発注者所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者	茨城県龍ヶ崎市大徳町字古川 4965 番地 1 社会福祉法人清仁会 理事長 石川 貴久 印
受注者	所在地 商号又は名称 代表者職・氏名 印